

青森県情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成24年7月5日付け答申第16号）の概要

第1 件名

「青森県公安委員会宛苦情申出に基づく聴取結果等について」に記録された氏名等についての不訂正決定処分に対する審査請求

第2 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、対象となった保有個人情報を不訂正としたことは、妥当である。

第3 経緯

1 保有個人情報訂正請求 平成23年9月1日

平成22年9月1日付け八戸警察署長宛「青森県公安委員会宛苦情申出に基づく聴取結果等について」（以下「本件報告書」という。）に記録された氏名等の個人情報の削除を求める。

2 不訂正決定 平成23年9月28日

本件報告書に記録された個人情報に誤りは認められないため。

3 審査請求 平成23年10月24日

不訂正決定の取消しを求める。

4 諮問 平成23年11月7日

第4 審査会の判断理由

1 本件報告書に記載されている保有個人情報の「事実」に関する情報該当性について

訂正請求については、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）

第26条第1項において、同項に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、また、その対象は、「事実」に関する情報であって、「評価・判断」に関する情報には及ばないと解される。

当審査会が本件報告書を見分したところ、本件報告書に記載されている保有個人情報のうち、「事実」に関する情報及び「評価・判断」に関する情報は、次のとおりである。

(1) 「事実」に関する情報

ア 「1 当事者からの聴取」のうち、次の部分

(ア) 「(1) 聴取年月日」の部分、「(2) 聴取場所」の部分、「(3) 聴取者」の部分及び「(4) 被聴取者」の部分

(イ) 「(5) 聴取結果等」の「ア 職質概要」の部分

(ロ) 「(5) 聴取結果等」の「イ 結論」の部分（「適正な職務執行である。」及び「問題点は認められない。」の部分を除く。）

(エ) 「(5) 聴取結果等」の「ウ 当事者からの事情聴取結果」の部分（「職務質問時のパトカーと申出者の車両位置を示した地図」を含む。以下同じ。）

イ 「2 本職から申出者への連絡及び説明状況」の部分

(2) 「評価・判断」に関する情報

「1 当事者からの聴取」の「(5) 聴取結果等」の「イ 結論」の部分のうち、「適正な職務執行である。」及び「問題点は認められない。」の部分

2 審査請求人の訂正請求について

1の(1)の「事実」に関する情報のうち、審査請求人の訂正請求に係る保有個人情報は、本件報告書の次の部分である。

(1) 「1 当事者からの聴取」の「(5) 聴取結果等」の「ア 職質概要」の部分のうち、「審査請求人の車両が出てきた位置」及び「飲酒運転の有無の確認状況」に関する部分

(2) 「1 当事者からの聴取」の「(5) 聴取結果等」の「イ 結論」の部分のうち、「飲酒運転の有無の確認状況」及び「免許証の確認状況」に関する部分

(3) 「1 当事者からの聴取」の「(5) 聴取結果等」の「ウ 当事者からの事情聴取

結果」の部分のうち「警察官の供述」に関する部分

3 訂正の要否について

(1) 「訂正請求に理由があると認められるとき」の要件の該当性判断について

国（内閣府）の情報公開・個人情報保護審査会においては、保有個人情報の訂正請求における「訂正請求に理由があると認められるとき」の要件の該当性判断について、「訂正請求を行う請求人は、…請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る具体的な内容を、当該行政機関の長に自ら根拠を示して主張すべきであり、仮に、訂正請求を行う請求人からこのような具体的な主張や資料の提出等がない場合には、一般的に、請求を受けた行政機関の長は、本条（注：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第29条）に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当すると判断しないことになる。（平成18年3月15日答申〔平成17年度（独個）答申第3号・第4号〕以来、同審査会の一貫した立場である。）」（高橋滋・斎藤誠・藤井昭夫編『条解 行政情報関連三法』弘文堂、2011、662頁）としている。青森県個人情報保護条例第28条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」についても、これと同様に判断することが相当である。

以下、審査請求人の訂正請求に係る保有個人情報の訂正の要否について検討する。

(2) 本件報告書に係る苦情の申出

本件報告書に係る苦情の申出（以下「本件苦情の申出」という。）の趣旨は、審査請求人が受けた職務質問は適正な職務執行ではないとして、職務質問を受けるに至った経緯の説明と職務質問を受けた場所での再見分を要望したが、実施機関から納得できる説明がなく不満であるというものと思われる。

職務質問とは、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第2条第1項に基づいて行われるもので、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者等に対し、その者を停止させて質問を行うことである。

青森県公安委員会（諮問実施機関）は、本件苦情の申出に係る職務質問は、警察官が、深夜にふらついている車両を現認し、走行時間・態様等から飲酒運転等の何らかの犯罪を犯していると疑うに足る相当な理由があるとして車両を停止させ、職務質問をしたものであると説明している。

(3) 審査請求人の車両が出てきた位置

審査請求人の訂正請求に係る保有個人情報のうち「審査請求人の車両が出てきた位置」に関する情報として、本件報告書の「1 当事者からの聴取」の「(5) 聴取結果等」の「ア 職質概要」の部分において「平和病院方向から国道45号線方向へ進行してくる申出者の車両を発見した。」と記載されている。

この記載について、審査請求人は、審査請求人の車両が警察官から130mの距離にある駐車場から出てきたこと、また、その駐車場から出てきたためにふらついたということを警察官は認識しているはずであるが、そのことを隠蔽している旨主張しているものと思われる。

しかし、当該部分の記載は、「平和病院方向から国道45号線方向へ進行してくる申出者の車両を発見した。」というものであり、その記載自体に誤りはないと認められる。

なお、本件報告書は、職務質問の適法性、相当性、すなわち、審査請求人の車両が「若干左右に蛇行」していると警察官が認識し飲酒運転を疑ったことが「相当な理由」に当たるか否かを判断するために作成されたものであり、審査請求人の車両が、実際にふらついたかどうかを確認するために作成されたものではない。

よって、本件報告書に、審査請求人の車両がどこから出てきたのか、あるいは、ふらついた原因が何だったのかを特定して記載していないからといって、そのことが直ちに不当であるとは言えない。

(4) 飲酒運転の有無の確認状況

審査請求人の訂正請求に係る保有個人情報のうち「飲酒運転の有無の確認状況」に関する情報として、本件報告書の「1 当事者からの聴取」の「(5) 聴取結果等」の「ア 職質概要」の部分において「酒臭がしなかったことから職務質問を終了した。」と記載され、また、同(5)の「イ 結論」の部分において「飲酒の有無は免許証を確認中の会話で酒臭が無いことで確認、」と記載されている。

この記載について、審査請求人は、「息の吹きかけを強要した」などと主張している。しかし、審査請求人からはこれを裏付ける根拠は示されていない。よって、当該事実は確認できない。

(5) 免許証の確認状況

審査請求人の訂正請求に係る保有個人情報のうち「免許証の確認状況」に関する情報として、本件報告書の「1 当事者からの聴取」の「(5) 聴取結果等」の「イ 結論」の部分において「周りが暗く免許証の記載が確認できないことから、申出者に提示を求め、氏名、住所等確認後即返納しており」と記載されている。

この記載について、審査請求人は、巡査長が強引に免許を取り上げ、返却を遅延させた旨主張しているものと思われる。しかし、審査請求人からは、これを裏

付ける根拠は示されていない。よって、当該事実は確認できない。

そもそも、当該部分の記載は、「氏名、住所等確認後即返納しており」というものであり、すなわち、確認を終了した後は即返納した旨を記載しているものにすぎず、免許証を提示してから返納するまでに要する時間を述べているものではないと認められる。なお、免許証の記載内容の確認については、一般的に、住所、氏名等の確認のみならず、免許の条件等に反していないか、有効期限が切れていないか、偽造・変造等が行われていないかなどについても配慮しながら確認するため、免許証の提示から返却までには、相当の時間を要することが想定されるものである。

(6) 警察官の供述

審査請求人の訂正請求に係る保有個人情報のうち、本件報告書の「1 当事者からの聴取」の「(5) 聴取結果等」の「ウ 当事者からの事情聴取結果」の部分に記載されている「警察官の供述」に関する情報については、審査請求人から青森県公安委員会に対する苦情申出書の提出を受け、八戸署地域課長が、当該苦情申出書に係る事実関係を調査するため、当該職務質問を実施した警察官2人から当時の状況を事情聴取し、その事情聴取の内容について本件報告書の「1 当事者からの聴取」の「(5) 聴取結果等」の「ウ 当事者からの事情聴取結果」として記載したものである。

この記載について、審査請求人は種々主張しているが、その趣旨は結局のところ、現場状況に関する記載内容が実際と異なる、という点にあると認められる。

しかし、当該記載は、八戸署地域課長の事情聴取に対して、職務質問の状況について、警察官2人がどのように述べたかという当該警察官の供述を記載した部分に過ぎない。

したがって、この記載内容が「事実でない」として訂正を要するか否かは、その記載が、当該警察官が実際に供述した内容と合致しているか否かをもって判断すべきこととなる。しかし、審査請求人からはこの点を裏付ける根拠は示されていない。よって、当該事実は訂正することはできない。

(7) その他

審査請求人の主張は多岐にわたるが、その主眼は、当該職務質問の適法性・相当性を争うところにあると思われる。

しかし、当審査会は、実施機関が不訂正としたことが妥当か否かについて、審査請求人の主張、審査請求人から証拠として提出された資料、実施機関の説明等に基づき判断するものであり、当該職務質問に係る真実の解明をしたり、その適法性・相当性の判断をするものではない。

これらは、本来、他の手続において判断されるべきものである。

4 結論

以上のとおり、審査請求人の訂正請求は、当該訂正請求に理由があると認められないことから、第2のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成23年11月7日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
平成23年11月28日	・ 諮問実施機関からの理由説明書を受理した。
平成23年12月16日	・ 審査請求人からの反論書を受理した。
平成23年12月16日 (第20回審査会)	・ 審査を行った。
平成24年1月20日 (第21回審査会)	・ 審査を行った。
平成24年2月15日	・ 諮問実施機関に対する照会について、諮問実施機関からの書面を受理した。
平成24年2月17日 (第22回審査会)	・ 審査を行った。
平成24年3月15日 (第23回審査会)	・ 審査を行った。
平成24年4月10日	・ 諮問実施機関に対する照会について、諮問実施機関からの書面を受理した。
平成24年4月20日 (第24回審査会)	・ 審査を行った。
平成24年5月31日 (第25回審査会)	・ 審査を行った。
平成24年6月15日 (第26回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者
日野 辰哉	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	

（平成24年7月5日現在）